

# 平成30年11月1日から タンテム自転車 一般道路が走れます!!



交通安全のぜんちゃん

※鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正しタンテム自転車で一般道路走行が可能となりました。  
※都道府県によってタンテム自転車に関する規定が異なりますのでご注意ください。

## タンテム自転車って?



二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。

## 何が変わったの?



今までは、一部のサイクリングロードや別荘地内などの道路でしか乗れませんでした。一般道路でも走れるようになります。

## タンテム自転車の特徴は?

- ① 乗る人同士と一緒に走行を楽しむことができます。
- ② 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- ③ 一般的な自転車と比べて車長が長くなるので小回りが利かないなど運転感覚が異なります。
- ④ 二人でこぐので速度が出やすいため注意が必要です。

## 乗車する人の年齢制限等は?

鹿児島県では、安全性確保のため、

- 運転者は16歳以上
- 同乗者は1人まで

と制限しており、幼児(6歳未満)は同乗することができません。

貸付業者、保護者の皆さんは、年齢制限等に十分気を付けてください。



※ただし、自転車専用道路では年齢制限等は設けていません。



## 走行する際の注意点は?

### ① 走る前に練習をしましょう

安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。



### ② コミュニケーションを取る

発進・停止・曲がるときは、声を掛け合うようにしましょう。

バランスを崩し転倒するおそれがあります。



ヘルメットをかぶろう!!

鹿児島県警察